

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年6月28日
【会社名】	東京海上ホールディングス株式会社
【英訳名】	Tokio Marine Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 小宮 暁
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目6番4号
【電話番号】	03-6704-7700
【事務連絡者氏名】	法務コンプライアンス部文書グループリーダー 松浦 健二郎
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目6番4号
【電話番号】	03-6704-7700
【事務連絡者氏名】	法務コンプライアンス部文書グループリーダー 松浦 健二郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2023年6月26日開催の当社第21回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定により、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2023年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金50円 総額99,661,077,600円

剰余金の配当が効力を生ずる日

2023年6月27日

第2号議案 取締役15名選任の件

取締役として、永野 毅、小宮 暁、岡田健司、森脇陽一、石井喜紀、和田 清、広瀬伸一、御立尚資、遠藤信博、片野坂真哉、大園恵美、進藤孝生、ロバート・フェルドマン、山本吉一郎および松山 遙の15氏を選任するもの。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、清水順子氏を選任するもの。

(3) 出席株主およびその議決権の数

議決権を行使することができる株主の数 137,790名

議決権を行使することができる株主の議決権の数 19,915,353個

出席株主数 51,205名

出席株主の議決権の数 16,392,194個

(4) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

議案	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成率(%)	決議結果
第1号議案	16,109,839	7,146	707	98.28	可決
第2号議案					
永野 毅	13,516,871	2,596,417	3,995	82.46	可決
小宮 暁	13,597,511	2,516,857	2,909	82.95	可決
岡田 健司	15,502,469	540,903	73,923	94.57	可決
森脇 陽一	15,584,931	458,440	73,923	95.08	可決
石井 喜紀	15,584,846	458,525	73,923	95.07	可決
和田 清	15,585,186	458,185	73,923	95.08	可決
広瀬 伸一	15,584,117	459,254	73,923	95.07	可決
御立 尚資	15,945,563	168,828	2,909	97.28	可決
遠藤 信博	15,944,453	169,938	2,909	97.27	可決
片野坂真哉	14,768,606	1,312,390	36,286	90.10	可決
大園 恵美	15,988,524	125,868	2,909	97.54	可決
進藤 孝生	14,742,554	1,338,446	36,286	89.94	可決
ロバート・フェルドマン	16,008,738	103,637	4,925	97.66	可決
山本吉一郎	15,499,462	543,911	73,923	94.55	可決
松山 遙	16,099,657	14,735	2,909	98.22	可決
第3号議案	16,106,074	8,795	2,909	98.25	可決

(注) 1. 各議案の可決要件は次のとおりです。

第1号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。

第2号議案および第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成によります。

2. 賛成率の欄には、出席株主の議決権の数に対して、賛成であることが議案の決議時点までに確認できた議決権の割合を記載しています。

(5) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会の前営業日までの事前行使分および当日出席の株主のうち議案の決議時点において賛否の確認ができたものを合計したことにより、すべての議案について可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、当日出席の株主のうち賛成、反対および棄権のいずれであるかにつき確認ができていない議決権数は加算していません。

以上